

一般社団法人日本看護管理学会
(The Japan Academy of Nursing Administration and Policies)

利益相反に関する指針

1 目的

本法人は、「看護実践のあらゆる場における看護サービスの発展をめざして、看護サービスの組織的提供の仕組みを社会的諸要因との関係において学術的に追求し、もって人々の健康と QOL の向上に寄与すること」を目的とし、1996 年に発足した。2012 年には一般社団法人となり、学術集会開催、学術誌等の発行、学術活動推進、看護の適正評価、看護管理者の教育/研修、等の事業を推進してきた。

本学会が看護管理学に関する研究、看護管理政策を推進し、その成果を広く社会に還元していくためには、企業、組織、団体等との産官学が連携した取り組みが求められるところであり、学会員として果たすべき責務と、会員が個人あるいは所属する組織等として得る利益（私的利益）との間に、利益相反（Conflict of interest）といわれる状態が起こることが予想される。

このような利益相反（COI）に適切に対応できなければ、研究対象者、看護サービスの対象者の人権や安全が損なわれるばかりでなく、研究成果の公平な評価がなされないこと、ひいては本学会の社会的信頼が損なわれることにつながる。

そこで、本会ではこうした利益相反を未然に防ぎ、本学会、学会員が社会から疑念をもたれ信頼を損なうことのないよう、本会の透明性、中立性の確保、説明責任を果たすための必要な措置をとり、産官学が連携した研究活動を通して人々の健康への貢献活動を円滑に推進するための指針を定めるものである。

2 基本方針

(1) 本会の使命である研究・学術活動の責務を十分に果たしながら、会員等が産官学連携活動及び人々の健康への貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。

(2) 利益相反を未然に防ぐこと、また利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。

(3) 利益相反マネジメントを所掌する委員会を定める。

3 指針の適応となる対象者

(1) 本会会員（正会員、賛助会員、名誉会員）

(2) 本会で発表・講演する者

(3) 本会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）、学術集会長、各委員会の委員

(4) 事務所職員

4 対象となる活動

本法人ならびに本会会員が行うすべての事業活動に対して、本指針を適用する。

5 定義

- (1) 狭義の利益相反 会員等または本法人が、産官学連携活動及に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬及び未公開株式等）と、研究・学術活動における責任が相反している状況をいう
- (2) 責務相反 本会会員および役員等が、所属する組織に職務遂行責任を負っていて、本会における職務遂行の責任と両立しえない状況
- (3) 個人としての利益相反 狭義の利益相反のうち、会員個人が得る利益と本会における責任との相反をいう
- (4) 組織として利益相反 狭義の利益相反のうち、本会が得る利益と本会の社会的責任との相反をいう

6 申告すべき事項

企業・法人組織、営利を目的とする団体との関係において、以下に該当することがあれば申告しなければならない。

- (1) 団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 特許権などの使用料
- (4) 日当、講演料
- (5) 執筆などに対して支払った原稿料
- (6) 受託研究、共同研究、奨学寄附金
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- (8) 贈答品

7 実施方法

- (1) 研究成果を学術集会、セミナー、等で発表する場合、筆頭者は当該研究に係る COI 状況を本指針に従って演題登録時に申告し、発表時に公開する
- (2) 研究成果を学術誌で発表する著者は、当該研究に係る COI 状況を本指針に従って確認し、論文投稿時に投稿規程にそって申告し、発表時に公開する。
- (3) 本会の役員、委員会委員、学術集会長、事務員は、就任時に当該事業に係る COI 状況を自己申告によって開示する

8 自己申告の基準

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、一つの企業等からの報酬が年間 100 万円以上の場合
- (2) 株の保有については、年間利益（配当、売却額の総和）が 100 万円以上、あるいは全株式の 5%以上を所有する場合
- (3) 特許権などの使用料が年間 100 万以上の場合
- (4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、日当、講演料等で、一つの企業・団体からの合計が年間 50 万円以上の場合
- (5) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が、パンフレットなどの執筆に対して支払った原

稿料が年間 100 万円以上の場合

(6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する、受託研究、共同研究、奨学寄附金などが、一つの研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合

(7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合

(8) その他の報酬（研究とは関係のない旅行、贈答品等の合計が年間 10 万円以上の場合

一般社団法人日本看護管理学会

平成 29 年 3 月 11 日